

消費者庁報告資料

平成29年 9 月12日

消費者庁表示対策課
食品表示対策室

○ 食品表示に関連する法律の執行

資料6-1

- 消費者をあざむく産地偽装や、健康食品の虚偽誇大広告等については、関係法令を補完し合って効率的な法執行を実施。
- 法令違反の事実に対しては、食品表示連絡会議を構成する行政機関で連携しつつ、厳正に対応。

法律名	表示関連部分の概要	関連する行政機関	措置対象事例
景品表示法	一般消費者に誤認をされる表示や過大な景品の提供を制限及び禁止 (表示と広告の規制)	消費者庁 公正取引委員会 地方事務所 都道府県	食品の優良誤認表示・有利誤認表示等
健康増進法	健康の保持増進の効果等について、虚偽・誇大な広告等の表示をすることを禁止 (表示と広告の規制)	消費者庁 厚生労働省 都道府県等	健康食品の虚偽・誇大広告
食品表示法	食品関連事業者等に対し、アレルゲン、消費期限、原材料、原産地等の表示を義務付け (販売の用に供する食品に関する表示を規制)	消費者庁 農林水産省 国税庁 都道府県等	原産地、原材料、期限表示、添加物等の不適正表示
米トレーサビリティ法	外食店等に対し、米・米加工品に係る産地情報の一般消費者への伝達を義務付け	消費者庁 農林水産省 国税庁 都道府県	消費者に対する米穀等の産地情報伝達違反
食品衛生法	公衆衛生に危害を及ぼすおそれのある食品・添加物等の虚偽・誇大な表示・広告等を禁止	消費者庁 都道府県等	食品表示基準事項の誇大広告

○ 健康食品に関する表示については、景品表示法と健康増進法の両法の相互に補充し合って効率的な法執行を実施

消費者基本計画工程表 (平成28年7月消費者政策会議決定)

- 2 表示の充実と信頼の確保
(3) 食品表示による適正な情報提供及び関連法令の厳正な運用
- ② いわゆる健康食品も含めた食品の表示・広告の適正化
食品の機能性等を表示する制度に関し、いわゆる健康食品も含めた食品の表示・広告について、制度改正の要否を検討する。また、執行体制の整備も含め、関係機関と連携して監視を強化し、法令違反に関しては厳正に対処するとともに、いわゆる健康食品に関する留意事項の周知徹底を行うことにより、表示・広告の適正化を図る。

○ 健康食品等の経緯と消費者庁の体制整備

- 25年1月：消費者委員会
「健康食品」の表示等の在り方に関する建議
- 25年2月：食品表示班の設置
- 25年7月：食品表示対策室の設置
- 27年4月：機能性表示食品制度の創設
- 28年4月：消費者委員会
特定保健用食品等の在り方に関する建議

1 健康食品に関する措置状況

年度	24	25	26	27	28
命令		3	5	7	6
勧告				1	

(単位:件数)

- 注1: 命令とは景品表示法の行政処分、勧告とは健康増進法の行政指導。
 注2: 27年2月の命令に関連し(社)日本民間放送連盟に厳格な審査等を要請。
 注3: 28年2月の命令に関連し、①特定保健用食品の許可要件を満たさない商品に対する厳正な対応、②特定保健用食品及び機能性表示食品の全商品のウェブサイト等における表示監視を行うこととし、これらの方針を通知。

2 普及啓発の実施

- ・健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について
(25年12月)(作成) (27年1月)(更新) (28年6月)(全文改正)
- ・このような広告本当かしら(健康食品の表示について) (26年6月)
- ・機能性表示食品の広告等に関する主な留意点 (27年6月)
- ・機能性が表示される食品の購入時や利用時の留意事項(27年11月)

3 インターネット監視(キーワードによる検索)

年度	24	25	26	27	28
改善 要請	458	298	41	115	372

(単位:件数)

注: 26年度「放射能による疾病に効果があるかのような表現」のキーワード

○ 食品表示監視協議会の運営について

資料6-3

食品表示連絡会議（国レベル）

構成機関
消費者庁 産省
警察庁 省
国税庁 省
農林水産省
厚生労働省

関連法令

- ・食品表示法
- ・不正競争防止法
- ・景品表示法
- ・健康増進法
- ・米トレーサビリティ法
- ・JAS法

食品表示監視協議会（地方レベル）

全国7ブロック

構成機関
公取委 地方事務所
管区警察局
国税局
地方厚生局
地方農政局
(消費者庁) ほか

47都道府県

構成機関
警察本部
景表法担当部局
食品表示法担当部局
(都道府県庁、保健所)
消費生活センター
農政局支局 ほか

監視協議会の役割

- ・食の安全・安心の確保に関する情報共有・意見交換
- ・食品表示監視における平常時及び緊急時における連絡体制の整備
- ・食品表示関係法令に関する研修会の実施

「生活安心プロジェクト」(平成19年12月17日)

不適切な食品表示に関する監視を強化するため、関係する都道府県の機関と国の出先機関との間で、「食品表示監視協議会（仮称）」を設置すること等により、不適正な食品表示に関する情報が寄せられた場合に、必要に応じて関係機関で情報共有、意見交換を行い、迅速に問題のある事業者への処分等必要な対応をとるとともに、こうした対応が円滑に実施されるよう、関係省庁の間で「食品表示連絡会議（仮称）」を設置し、関連情報の共有を進める。

最近の主要な食品偽装事案

年	事案	行政		警察	
		食品表示法 (指示) ^{注1・2}	景品表示法 (命令) ^{注2}	食品表示法 (直罰) ^{注1}	不正競争防止法 (直罰)
26	あさりの産地偽装	○	○		○
	たまねぎ等の産地偽装	○			○
	米の産地偽装				○
27	牛肉の銘柄の不当表示		○		○
	とらふぐの天然の不当表示		○		
	米の産地偽装	○			○
	はちみつ ² の産地偽装			○	○
28	あなご加工品の産地偽装	○			○
	わかめ加工品の産地偽装	○			○
	牛肉の銘柄の不当表示等	○	○		○
	菓子の期限表示偽装	○		○	
	瓶詰め果実の期限表示偽装			○	
	鶏肉の産地偽装	○			○
	トマト缶詰の期限表示偽装	○		○	

注1: 27年3月以前はJAS法に基づくもの

注2: 国及び都道府県が行ったもの

食品表示に関する最近の活動状況

参考1

- 都道府県毎の食品表示監視協議会では、関連情報の共有等のため、毎年1回以上会合を開催。その他、都道府県も参加して、食品表示関係法令等に関する全国7ブロックごとの研修会を開催。
- 平成27年度以降、保健所、指定市、都道府県等の担当者を参集し、都道府県等食品表示担当者研修を開催。本年は、6月12日～13日に原料原産地表示制度を含む食品表示基準の解釈や食品表示法の執行について研修を実施。

【平成28年度実績】(食品表示監視協議会) ※九州ブロックは、熊本地震を踏まえて開催見送り。

ブロック	ブロック別協議会		ブロック内の各県ごとの協議会(合計数)	
	協議会開催数	研修回数	協議会開催数	研修回数
北海道	12※1	1※1	44※2	0※2
東北	2	0	12	2
関東	2	1	20	0
東海・北陸	1	1	12	1
近畿	1	1	14	5
中国・四国	1	1	12	0
九州	0	0	7	1
沖縄	1	0	2	1

※1 国の出先機関と地方公共団体等が構成員となっている協議会の開催回数・研修回数

※2 農林水産省北海道農政事務所の地域拠点と地方公共団体が構成員となっている地区協議会の開催回数・研修回数

<p>品質事項 (原料原産地、遺伝子組換え等)</p>		<p>衛生・保健事項 (添加物、栄養成分表示等)</p>
<p>広域</p>	<p>消費者庁</p>	<p>消費者庁 都道府県 保健所設置市 特別区</p> <p>食品関連事業者の主たる事務 所の所在地を管轄する行政機 関が担当</p>
	<p>農林水産省 (本省+地方農政局)</p>	
	<p>都道府県</p>	
<p>県域</p>	<p>都道府県</p>	<p>食品関連事業者の主たる事務 所の所在地を管轄する行政機 関が担当</p>
<p>市域</p>	<p>政令指定都市</p>	

(単位:件)

1. 景品表示法に基づく法的措置件数の推移(平成29年7月31日現在)

年度	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	合計	年度
	(2007)	(2008)	(2009)	(2010)	(2011)	(2012)	(2013)	(2014)	(2015)	(2016)	(2017)		
国	措置命令 (※1)	56	52	12	20	28	37	30	13	27	14	334	措置命令 (※1) 課徴金 納付命令 (※2)
	課徴金 納付命令 (※2)									1	4	5	
都道府県(※3)	28	21	26	36	22	29	64	3	3	1	0		都道府県(※3)
北海道													北海道
青森													青森
岩手													岩手
宮城													宮城
秋田													秋田
山形													山形
福島													福島
茨城													茨城
栃木													栃木
群馬													群馬
埼玉													埼玉
千葉													千葉
東京													東京
神奈川													神奈川
新潟													新潟
富山													富山
石川													石川
福井													福井
山梨													山梨
長野													長野
岐阜													岐阜
静岡													静岡
愛知													愛知
三重													三重
滋賀													滋賀
京都													京都
大阪													大阪
兵庫													兵庫
奈良													奈良
和歌山													和歌山
鳥取													鳥取
島根													島根
岡山													岡山
広島													広島
山口													山口
徳島													徳島
香川													香川
愛媛													愛媛
高知													高知
福岡													福岡
佐賀													佐賀
長崎													長崎
熊本													熊本
大分													大分
鹿児島													鹿児島
沖縄													沖縄

※1 平成21年8月末までは公正取引委員会における排除命令件数。平成21年9月1日以降は消費者庁における措置命令件数。

※2 課徴金納付命令は、平成28年4月1日施行の改正景品表示法により導入。

※3 平成26年11月末までは指示件数。平成26年12月1日以降は措置命令件数(平成26年度の措置命令件数は0件。)

2. 景品表示法に基づく法的措置事件の概要（平成28年8月1日～平成29年7月31日）

※ 国又は都道府県において法的措置を採った事件の公表されたものの概要を掲載しています。措置の詳細につきましては、国又は公表を行なった都道府県のホームページを御覧ください（事件概要に記載のURLをクリックしてください。）。

措置日	処分 行政庁	事業者名	事件概要
H29.7.27 【措置命令】	消費者庁	ソフトバンク株式会社	<p>ソフトバンク株式会社は、「いい買物の日 Apple Watch キャンペーン」と称するキャンペーン（以下「本件キャンペーン」という。）を企画し、平成28年11月1日から同月4日までの間、自社ウェブサイトにおいて、本件キャンペーン期間中、ソフトバンクショップのApple Watch取扱店舗において、「Apple Watch（第1世代）」と称する通信端末（以下「本件商品」という。）が税抜き11,111円で購入できる旨記載するとともに、本件キャンペーンの対象店舗（485店舗）及び本件商品（86商品）の一覧を掲載したウェブページへのハイパーリンクを記載することにより、あたかも、本件キャンペーン期間中に対象の485店舗の各店舗において、本件商品の各商品について、それぞれ、税抜き11,111円で販売するかのように表示をしていた。</p> <p>実際には、平成28年11月3日の本件キャンペーン初日に、本件商品のうち66商品については、対象の485店舗の各店舗ごとに21ないし65商品（ほとんどの店舗において半数以上の商品）を準備しておらず、それぞれ、取引に応じることができないものであった。</p> <p>http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_1707_27_0001.pdf</p>
H29.7.21 【課徴金納付命令】	消費者庁	三菱自動車工業株式会社	<p>三菱自動車工業株式会社は、特約販売契約を締結する自動車販売業者（以下「ディーラー」という。）を通じて「eKワゴン」と総称する軽自動車4商品、「eKスペース」と総称する軽自動車2商品及び「eKスペースカスタム」と総称する軽自動車2商品を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成28年4月1日から同月20日までの間、ディーラーを通じて配布したカタログ及び自社ウェブサイトにおいて、例えば、「eKワゴン（LTMX、M、二輪駆動）」と称する軽自動車について、「燃料消費率（国土交通省審査値） JCO8モード 30.4km/L」及び「平成3</p>

			<p>2年度燃費基準+20%達成車」と記載することにより、あたかも、国が定める試験方法に基づく燃費性能は「30.4km/L」及び「平成32年度燃費基準+20%達成車」であるかのように示す表示をしていた。</p> <p>実際には、当該表示された燃費性能は、国が定める試験方法に基づくものとはいえないものであって、燃費性能として表示できる上限は、「26.1km/L」及び「平成32年度燃費基準達成車」であった。</p> <p>課徴金額：368万円（注）</p> <p>（注）当該課徴金の額は、当社による課徴金対象行為に該当する事実の報告及び認定実施予定返金措置計画に係る返金措置の結果に基づいて課徴金を減額したものである。</p> <p>※対象商品の各課徴金額等の詳細については、ホームページを御覧ください。</p> <p>http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_1707_21_0001.pdf</p>
<p>H29.7.19 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>グリー株式会社</p>	<p>グリー株式会社は、オンラインゲームにおけるアイテムの使用許諾に係る「超豪華プレゼント！年末年始キャンペーン」と称する懸賞企画について、平成28年12月26日から平成29年1月13日までの間、フィーチャーフォン向け自社ウェブサイトにおいて、例えば、「スマートグラス M O V E R I O 当選本数100本」と記載するなど、合計18種類の景品について、あたかも、当該懸賞企画においてはそれぞれの景品類について記載された当選本数と同数の景品類が提供されるかのように表示していた。</p> <p>実際には、例えば、「スマートグラス M O V E R I O」と称する景品類の当選本数は10本であるなど、記載された当選本数を下回る数の景品類の提供を行っていた。</p> <p>http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_1707_19_0001.pdf</p>
<p>H29.7.19 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社</p>	<p>ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社は、「パズル&ドラゴンズ」と称するオンラインゲーム内において実施した、「モンスタ―」と称するアイテムのいずれかを提供する「特別レアガチャ『魔法石10個！フェス限ヒロインガチャ』」と称する役務について、インターネット上で配信する公式番組において、あたかも、全てのモンスタ―が「究極進化」と称する仕様の対象となる</p>

<p>H29.7.19 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社</p>	<p>かのように表示していた。</p> <p>実際には、当該ガチャによって提供されるモンスター13体のうち2体だけを「究極進化」と称する仕様の対象とし、11体は「究極進化」ではなく「進化」と称する仕様の対象としていた。</p> <p>http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_1707_19_0002.pdf</p> <p>ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社は、「ディズニーマジックキングダムズ」と称するオンラインゲーム内における特定のキャラクターと「ジェム」と称する仮想通貨（以下「ジェム」という。）を一体的に提供する6役務の取引について、当該ゲーム内のバナー広告において、あたかも、当該6役務の提供価格が、特定のキャラクターとジェムを別々に購入する場合の合計金額に比して安いかのように表示していた。</p> <p>実際には、当該6役務の提供価格は、それぞれ、特定のキャラクターとジェムを別々に提供する場合の合計金額に比して安くはなかった。</p> <p>http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_1707_19_0002.pdf</p>
<p>H29.7.11 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>東京瓦斯株式会社</p>	<p>東京瓦斯株式会社は、東京ガスライフバル文京株式会社及び東京ガスイズミエナジー株式会社（以下、2社を「販売業者2社」という。）が販売するガス機器について、チラシ等において、例えば、「リンナイ」、「メーカー希望小売価格204,120円（税込）」、「ガス展特価」等と記載することにより、あたかも、「東京ガスのガス展2016」と称するイベントにおいて当該ガス機器にはメーカー希望小売価格が設定されており、販売業者2社の実際の販売価格が当該メーカー希望小売価格に比して安いかのように表示していた。</p> <p>実際には、製造業者は当該ガス機器の希望小売価格を設定しておらず、東京瓦斯が任意に希望小売価格を設定し、東京瓦斯及び販売業者2社がこれを「メーカー希望小売価格」として比較対照価格に用いていた。</p> <p>http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_1707_11_0001.pdf</p>

<p>H29.7.11 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>東京ガスライフ バル文京株式会 社</p>	<p>東京ガスライフバル文京株式会社は、「リンナイ 35号ガスファンヒーター RN-C635S FH-WH」と称するガスファンヒーターについて、チラシ等において、「東京ガスのガス展2016」、「オススメ!」、「リンナイ 35号ガスファンヒーター RN-C635SFH-WH」等と記載することにより、あたかも、「東京ガスのガス展2016」と称するイベントにおいて当該ガスファンヒーターを販売するかのように表示していた。 実際には、ガス展で販売するための当該商品を準備しておらず、ガス展において当該商品の全部について取引に応じることができないものであった。 http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_1707_11_0001.pdf</p>
<p>H29.7.11 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>東京ガスイズミ エナジー株式会 社</p>	<p>東京ガスイズミエナジー株式会社は、「リンナイ 35号ガスファンヒーター RN-C635S FH-WH」と称するガスファンヒーターについて、チラシ等において、「東京ガスのガス展2016」、「オススメ!」、「リンナイ 35号ガスファンヒーター RN-C635SFH-WH」等と記載することにより、あたかも、「東京ガスのガス展2016」と称するイベントにおいて当該ガスファンヒーターを販売するかのように表示していた。 実際には、ガス展で販売するための当該商品を準備しておらず、ガス展において当該商品の全部について取引に応じることができないものであった。 http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_1707_11_0001.pdf</p>
<p>H29.6.28 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>株式会社ビーラ イン</p>	<p>株式会社ビーラインは、自ら運営する宮崎県及び熊本県に所在する店舗において自動車用タイヤ（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、 ① 宮崎県内において、例えば、「BRIDGESTONE BRIDGESTONE K305 145R12 6P」と称する本件商品について、平成28年4月8日の新聞に掲載した広告において、「当店通常価格より『新聞見ました』で最大半額!」と記載した上で、「通常1本価格3,400円が→50%OFF→1本価格1,700円+消費税」と、「1本価格」と称する実際の販売価格に当該価格を上回る「通常1本価格」と称する価額を併記することにより ② 熊本県内において、例えば、「国内一流メーカー 145R 12 6P」と称する本件商品に</p>

			<p>ついて、平成28年7月15日の新聞の別刷広告において、「当店通常価格より『この広告を見た』で最大半額！」等と記載した上で、「通常1本価格3,400円が→50%OFF 1本価格1,700円+消費税」と、実際の販売価格に当該価格を上回る「通常1本価格」と称する価格を併記することにより</p> <p>あたかも、「通常1本価格」等と称する価額は、前記店舗において本件商品について通常販売している価格であり、「1本価格」と称する実際の販売価格が当該通常販売している価格に比して安いかのように表示していた。</p> <p>実際には、「通常1本価格」等と称する価額は、同社が任意に設定したものであって、前記店舗において販売された実績のないものであった。</p> <p>http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_1706_28_0001.pdf</p>
<p>H29.6.23 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>株式会社ポーター ネ ランド</p>	<p>株式会社ポーターネランドは、自らが供給する玩具16商品（以下「本件商品」という。）について、平成28年12月7日から同年9日までの間に、新聞折り込みチラシにおいて、例えば、「アンビトーイ・ベビーギフトセット」と称する本件商品について、英国の国旗を掲載するとともに、「イギリス」と記載するなど、それぞれ、国旗を掲載するとともに、国名を記載していた。</p> <p>実際には、本件商品の原産国は中華人民共和国であって、本件商品の原産国について判別することが困難なものであった。</p> <p>http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_1706_23_0002.pdf</p>
<p>H29.6.14 【課徴金納付命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>日産自動車株式会社</p>	<p>日産自動車株式会社は、特約販売契約を締結する自動車販売業者（以下「ディーラー」という。）を通じて「デイズ」と総称する軽自動車1商品及び「デイズルークス」と総称する軽自動車5商品を一消費者に販売するに当たり、遅くとも平成28年4月1日から同年20日までの間、ディーラーを通じて配布したカタログ及び自社ウェブサイトにおいて、例えば、「デイズ（LTSX、S、二輪駆動）」と称する軽自動車について、「JC08モード 燃料消費率（国土交通省審査値） 30.4km/L」及び「平成32年度燃費基準+20%達成車」と記載することにより、あたかも、国が定める試験方法に基づく燃費性能は「30.4km/L」及び「平成32年度燃費基準+20%</p>

<p>H29. 6. 8 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>株式会社ナイス リフォーム</p>	<p>達成車」であるかのように示す表示をしていた。 実際には、当該表示された燃費性能は、国が定める試験方法に基づくものとはいえないものであって、燃費性能として表示できる上限は、「26. 1 km/L」及び「平成32年度燃費基準達成車」であった。 課徴金額：317万円（注） （注）当該課徴金の額は、当社による課徴金対象行為に該当する事実の報告及び認定実施予定返金措置計画に係る返金措置の結果に基づいて課徴金を減額したものである。 ※対象商品の各課徴金額等の詳細については、ホームページを御覧ください。 http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_1706_14_0004.pdf</p>
<p>H29. 6. 7 【課徴金納付命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>日本サプリメント株式会社</p>	<p>株式会社ナイスリフォームは、26種類の住宅リフォーム工事（以下「本件役務」という。）を一般消費者に提供するに当たり、例えば、「シャワートイレ節水トイレパック」と称する本件役務について、平成27年4月21日の新聞折り込みチラシにおいて、「当社通常価格12. 2万円のところ 9. 5万円（税別）」と記載するなど、それぞれ、実際の提供価格に当該価格を上回る「当社通常価格」等と称する価額を併記することにより、あたかも、「当社通常価格」等と称する価額は、当社が本件役務について通常提供している価格であり、実際の提供価格が当該通常提供している価格に比して安いかのように表示をしていた。 実際には、「当社通常価格」等と称する価額は、当社が任意に設定したものであって、当社において提供された実績のないものであった。 http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_1706_08_0001.pdf</p>

			<p>別記様式第2号による許可証票を記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「かつお節オリゴペプチド配合」 ○「消費者庁許可保健機能食品（特定保健用食品）」 ○「血圧が高めの方に適した食品です。」 ○「●保健機能食品（特定保健用食品）●許可表示：本品はかつお節オリゴペプチドを配合した食品で、血圧が高めの方に適した食品です。」 ○「●摂取目安量：1日当たり6粒（かつお節オリゴペプチド1.5g、LKPNMとして5mg）を目安にお召し上がり下さい。」 ○「栄養成分量及び熱量（6粒、1.71gあたり）」 ○「関与成分：かつお節オリゴペプチド……………1.5g（LKPNMとして5mg）」 <p>実際には、「ペプチドエースつぶタイプ」と称する錠剤状180粒入りの食品は、遅くとも平成23年8月以降、品質管理として、包装後の製品における関与成分についての試験検査が行われておらず、また、平成26年9月に、関与成分の特定ができないことが判明しており、健康増進法第26条第1項の規定に基づく特定保健用食品の許可等の要件を満たしていないものであった。</p> <p>課徴金額：3073万円</p> <p>http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_170607_0001.pdf</p>
<p>H29.6.7 【課徴金納付命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>日本サプリメント株式会社</p>	<p>日本サプリメント株式会社は、「豆鼓エキスつぶタイプ」と称する錠剤状180粒入りの食品について、例えば、容器包装において、次のとおり記載することにより、あたかも、当該商品が特定保健用食品として消費者庁長官の許可の要件を満たしたものであるかのように示す表示をしていた。</p> <p>○健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令第8条第1項第6号に掲げる同令別記様式第2号による許可証票を記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「豆鼓（発酵大豆）エキス配合」 ○「消費者庁許可保健機能食品（特定保健用食品）」 ○「血糖値が気になり始めた方に適した食品です。」 ○「●保健機能食品（特定保健用食品）●許可表示：本品は豆鼓エキスを含有しており、糖の吸収を

<p>H29.5.19 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>株式会社日本教育クリエイト</p>	<p>おだやかにするので、血糖値が気になり始めた方に適した食品です。」</p> <p>○「●摂取目安量：お食事の時に2粒を目安にお召し上がり下さい。1日あたり6粒を目安にお召し上がりください。」</p> <p>○「栄養成分量および熱量（6粒、1.5gあたり）」</p> <p>○「関与成分：豆鼓エキス トリスとして……0.18mg」</p> <p>実際には、「豆鼓エキスつぶタイプ」と称する錠剤状180粒入りの食品は、遅くとも平成23年8月以降、品質管理として、包装後の製品における関与成分についての試験検査が行われておらず、また、平成26年10月に、関与成分の特定ができないことが判明しており、健康増進法第26条第1項の規定に基づく特定保健用食品の許可等の要件を満たしていないものであった。</p> <p>同社は、平成30年1月9日までに、2398万円を支払わなければならない。</p> <p>http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_1706_07_0001.pdf</p>
			<p>株式会社日本教育クリエイトは、「三幸福祉カレッジ」の名称で</p> <p>① 「介護職員初任者研修」と称する役務（以下「初任者研修」という。）を一般消費者に提供するに当たり、遅くとも平成28年1月30日から同年11月1日までの間、貴社が運営する「三幸福祉カレッジ」と称する自社ウェブサイト（以下「本件ウェブサイト」という。）において、例えば、「通常受講料120,000円▼最大受講料半額以上もお得！59,500円～（教材費込・税別）」と記載するなど、実際の受講料に当該価格を上回る「通常受講料」と称する価額を併記することにより、あたかも、「通常受講料」と称する価額は、日本教育クリエイトが初任者研修について通常提供している価格であり、実際の受講料が当該通常提供している価格に比して安いかのように表示していた。</p> <p>実際には、「通常受講料」と称する価額は、日本教育クリエイトにおいて、最近相当期間にわたって提供された実績のないものであった。</p> <p>② 「実務者研修」と称する役務（以下「実務者研修」という。）を一般消費者に提供するに当たり、遅くとも平成28年1月30日から同年11月1日までの間、本件ウェブサイトにおいて、例えば、「\受講料が約40,000円割引／通常受講料（初任者研修修了者）127,000円（税別・テキスト代込み）▶90,000円（税別・テキスト代込み）」と記載するなど、実際の受講</p>

<p>H29.5.19 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>株式会社日本教育クリエイト</p>	<p>料に当該価格を上回る「通常受講料」と称する価額を併記することにより、あたかも、「通常受講料」と称する価額は、日本教育クリエイトが初任者研修について通常提供している価格であり、実際の受講料が当該通常提供している価格に比して安いかのように表示していた。</p> <p>実際には、「通常受講料」と称する価額は、日本教育クリエイトにおいて、最近相当期間にわたって提供された実績のないものであった。</p> <p>③ 初任者研修及び実務者研修を一体的に供給する「セット講座」と称する役務（以下「セット講座」という。）を一般消費者に提供するに当たり、遅くとも平成28年1月30日から同年11月11日までの間、本件ウェブサイトにおいて、例えば、「(通常：初任者研修120,000円＋実務者研修127,000円＝定価247,000円) キャンペーン受講料144,500円～(テキスト代込・税別)」、「最大10万円以上もお得!!」と記載するなど、実際の受講料に当該価格を上回る「定価」と称する価額を併記することにより、あたかも、「定価」と称する価額は、日本教育クリエイトがセット講座について通常提供している価格であり、実際の受講料が当該通常提供している価格に比して安いかのように表示していた。</p> <p>実際には、「定価」と称する価額は、日本教育クリエイトにおいて、最近相当期間にわたって提供された実績のないものであった。</p> <p>http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_170519_0001.pdf</p>
			<p>株式会社日本教育クリエイトは、「日本医療事務協会」の名称で</p> <p>① 「医療事務通学講座」と称する役務（九州地区及び山口県の区域において提供するものを除く。以下「医療事務（通学）」という。）を一般消費者に提供するに当たり、遅くとも平成28年1月30日から同年11月11日までの間（沖縄県の区域において提供するものについては平成28年9月1日から同年11月11日までの間）、「日本医療事務協会」と称する自社ウェブサイト（以下「本件ウェブサイト」という。）において、例えば、「通常価格55,000円▶42,700円（教材費込・税別）」と記載するなど、実際の受講料に当該価格を上回る「通常価格」と称する価額を併記することにより、あたかも、「通常価格」と称する価額は、日本教育クリエイトが医療事務（通学）について通常提供している価格であり、実際の受講料が当該通常提供している価格に比して安いかのように表示していた。</p>

			<p>実際には、「通常価格」と称する価額は、日本教育クリエイティブにおいて、最近相当期間にわたって提供された実績のないものであった。</p> <p>② 「医療事務通信講座」と称する役務（以下「医療事務（通信）」という。）を一般消費者に提供するに当たり、遅くとも平成28年1月30日から同年1月11日までの間、本件ウェブサイトに於いて、例えば、「通常価格 5,200円▼キャンペーン価格31,000円（教材費込・税別）」と記載するなど、実際の受講料に当該価格を上回る「通常価格」と称する価額を併記することにより、あたかも、「通常価格」と称する価額は、日本教育クリエイティブが医療事務（通信）について通常提供している価格であり、実際の受講料が当該通常提供している価格に比して安いかのように表示していた。</p> <p>実際には、「通常価格」と称する価額は、日本教育クリエイティブにおいて、最近相当期間にわたって提供された実績のないものであった。</p> <p>http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_1705_19_0001.pdf</p>
<p>H29.5.12 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>コスモ石油販売株式会社</p>	<p>コスモ石油販売株式会社は、自ら運営する「コスモ石油サービスステーション」と称する店舗のうち5店舗において自動車の車検サービス（以下「本件役務」という。）を一般消費者に提供するに当たり、平成27年9月26日から平成28年1月19日までの間、新聞折り込みチラシにおいて、例えば、「2015年10月末日までに車検ご予約または実施されたお客様は 検査費用 通常検査費用14,040円 今がチャンス 8,640円」と記載することにより、あたかも、「通常検査費用」と称する価額は、当該チラシに記載の店舗において本件役務について通常提供している価格であり、記載の期限までに本件役務の提供を受けることを予約した又は受けた場合限り、「検査費用」と称する価額で本件役務の提供を受けることができるかのように表示していた。</p> <p>実際には、「通常検査費用」と称する価額は、平成26年3月以降、当該チラシに記載の店舗において提供された実績のないものであり、平成27年9月26日から平成28年1月30日までの期間において、「検査費用」と称する価額で本件役務が提供されるものであった。</p> <p>http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_1705_12_0001.pdf</p>

<p>H29. 4. 21 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>プラスワン・マーケティング株式会社</p>	<p>プラスワン・マーケティング株式会社は、「FREE TEL SIM」と称する移動体通信役務（スマートフォン端末と一体的に供給する場合を含む。以下「本件役務」という。）を一般消費者に供給するに当たり、自社ウェブサイトにおいて、</p> <p>① 遅くとも平成28年11月30日から同年12月22日までの間、例えば、遅くとも同年11月30日から同年12月13日までの間にあっては、「『業界最速』の通信速度」と記載するとともに、「<input checked="" type="checkbox"/> FREE TEL SIMなら速度がとにかく都内平日12時台でもこんなに速い！」等と付記された「I社 SIM」、「O社 SIM」、「フリーテル」又は「NTT docomo」とする移動体通信役務に係る通信速度の特定の日時及び場所における測定結果が、それぞれ、0.3Mbps強程度、0.2Mbps程度、5.8Mbps強程度又は6.1Mbps弱程度であったことを示すグラフを掲載すること等により、あなたも、本件役務に係る通信速度が、仮想移動体通信事業者等の低廉な料金設定により移動体通信役務を提供する事業者（以下「格安SIM事業者」という。）の中で、恒常的に最も速いものであるかのように、また、特定の日時及び場所における通信速度の測定結果において、他の格安SIM事業者が提供する移動体通信役務に係る通信速度よりも著しく速く、かつ、株式会社NTTドコモが提供する移動体通信役務に係る通信速度に匹敵するものであるかのように示す表示をしていた。</p> <p>② 遅くとも平成28年11月30日から同年12月13日までの間、「SIM販売シェアNo. 1」及び「シェアNo. 1!」と記載することにより、あなたも、移動体通信役務の提供を受けるために必要なSIMカードの販売数量に係る自社のシェアが格安SIM事業者の中で第1位であるかのように示す表示をしていた。</p> <p>③ 遅くとも平成28年11月30日から同年12月13日までの間、例えば、「LINEのデータ通信料無料!」と記載するとともに、「App Store」、「LINE」、「WhatsApp」、「Pokemon GO」の文字並びにこれらの文字が示すアプリケーションのアイコン画像を付記しつつ「FREE TELなら各種SNS利用時のデータ通信料が無料!」等と記載することにより、あなたも、これらのアプリケーションの利用時に生じるデータ通信量が通信利用容量の対象外となるかのように表示していた。</p> <p>①及び②については、消費者庁が、同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該</p>
------------------------------	-------------	--------------------------	---

<p>H29.3.30 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>株式会社ミロード</p>	<p>資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。 ③については、実際には、当該データ通信量の一部は通信利用容量の対象となるものであった。 http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_1704_21_0001.pdf</p> <p>株式会社ミロードは、「BーUP」と称する食品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成28年1月1日から同年12月8日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「バストUPとスリムUPを同時にかなえるスタイルUPサプリの決定版！」等と記載するとともに、「今までの『プエラリア』では満足できなかったアナタへ・・・」と題し、バストの下部に手を添えたポーズの女性の画像と共に、「魅惑的なメリハリBodyに・・・」と、余裕のあるぶかぶかの短パンをはきお腹周りを指差している女性の画像と共に、「キュッ!」、「見てください!」 こんなブカブカに!」と、「Gカップでも 57. 8kg→47kg -10. 8kg」、「女子力UPに胸ふくらむ!!!」と記載すること等により、あたかも、本件商品を摂取するだけで、丰胸効果が得られるとともに痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。 消費者庁が、同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。 http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_1703_30_0001.pdf</p>
<p>H29.3.30 【措置命令】</p>	<p>静岡県</p>	<p>西村商店こと山本勇</p>	<p>西村商店こと山本勇は、素干し小えび（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成29年2月10日から同年3月8日までの間、本件商品パッケージ及び店頭看板において、「駿河湾直送桜えび」と記載することにより、あたかも、本件商品が静岡県内で捕れた桜えびであるかのような表示をしていたが、実際には、本件商品は桜えびではなく、アキアミであった。 http://www.pref.shizuoka.jp/kenmin/km-110/28sakuraebi.html</p>

<p>H29.3.28 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>株式会社エービーシー・マート</p>	<p>株式会社エービーシー・マートは、靴（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、例えば、「HAWKINS HB80073 ALIT8PLAIN」と称する商品について、平成27年2月13日の新聞折り込みチラシにおいて、「ⓧ12,000円（税抜）→税抜¥9,900税込価格¥10,692」と、実際の販売価格に当該価格を上回る「ⓧ」との記号を付した価額を併記することにより、あたかも、本件商品にはメーカー希望小売価格が設定されており、実際の販売価格が当該メーカー希望小売価格に比して安いかのように表示していた。</p> <p>実際には、本件商品は同社が自ら製造し、専ら自ら小売販売している商品であり、「ⓧ」との記号を付した価額は、同社が自ら任意に設定した価格であった。</p> <p>http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_1703_28_0001.pdf</p>
<p>H29.3.24 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>株式会社エネルギア・コミュニケーションズ</p>	<p>株式会社エネルギア・コミュニケーションズは、自らが供給する「メガ・エッグ 光ネット [ホーム]」又は「メガ・エッグ for BB 東広島 [ホーム]」と称する戸建住宅向け光回線インターネット接続サービスに「ギガ王」と称する複数年にまたがる契約に伴う割引（以下「複数年割引」という。）を適用した役務（以下「メガ・エッグ光ネットホーム」という。）及び「メガ・エッグ 光ネット [マンション]」又は「メガ・エッグ for BB 東広島 [マンション]」と称する集合住宅向け光回線インターネット接続サービスに「ギガ王」又は「メガ王」と称する複数年割引を適用した役務の取引について、自社ウェブサイトにおいて、例えば、メガ・エッグ光ネットホームについて、平成27年2月1日から同年5月31日までの間、「期間限定 今カラ割+今カラ割プラス 今がチャンス キャンペーン期間：平成27年2月1日（日）～平成27年5月31日（日） 月々最大800円割引 ギガ王 3年契約（ファミリーコース）の場合」等と記載することにより、あたかも、当該期間内において新規にメガ・エッグ光ネットホームの提供を申し込んだ場合に限り、2年間にわたり毎月最大で800円の割引が適用されるかのような表示を行っていた。</p> <p>実際には、平成27年2月1日から平成28年9月30日までの期間において、新規にメガ・エッグ光ネットホームの提供を申し込んだ場合に、2年間にわたり毎月最大で800円の割引を実施していた。</p> <p>http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_1703_24_0001.pdf</p>

<p>H29.3.22 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>GMOインターネット株式会社</p>	<p>GMOインターネット株式会社は、「GMOとくとくBB イー・アクセスADSL」と称するインターネット接続サービス（以下「本件役務」という。）を一般消費者に提供するに当たり、遅くも平成27年9月1日から平成28年2月25日までの間、「とくとくBBおとくなプロバイダー」と称する自社ウェブサイトにおいて、例えば、平成27年9月1日から同月30日までの間、「月額料金 永年 1,877円（税抜）」、「今なら！最大6ヶ月無料！！」、「キャンペーン期間：2015年9月30日（水）まで」、「対象：GMOとくとくBB イー・アクセスADSL サービスをお申込みの方」、「◇期間：2015年9月30日（水）まで」と記載することにより、あたかも、記載の期限までに本件役務の提供を申し込んだ場合に限り、本件役務の月額料金を最大6か月間無料とすることを表示していた。</p> <p>実際には、記載の期限後に本件役務の提供を申し込んだ場合にも、本件役務の月額料金を最大6か月間無料としていた。</p> <p>http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_1703_22_0001.pdf</p>
<p>H29.3.9 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>株式会社だいにち堂</p>	<p>株式会社だいにち堂は、「アスタキサンチン アイ&アイ」と称する食品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、平成28年6月27日から同月30日までの間、全国に配布された日刊新聞紙に掲載した広告において、「ボンヤリ・にごった感じに！！」、「ようやく出会えたクリアでスッキリ！！」、「クリアな毎日に『アスタキサンチン』 つまり、だいにち堂の『アスタキサンチン アイ&アイ』でスッキリ・クリアな毎日を実感、納得の1粒を体感出来ます。」、眼鏡を掛け、読み物をしている中高年男性の写真と共に、「新聞・読書 楽しみたい方に△目からウロコの実感力！！ 爽快なクリア感 アスタキサンチンを今すぐ始めませんか？ クリアな毎日を応援します。」、「多くのお客様より嬉しいお声をいただいている『アスタキサンチン アイ&アイ』は1日1粒目安お飲み頂くことで、晴れやかな毎日をサポートします！」等と記載することにより、あたかも、本件商品を摂取することにより、ボンヤリ・にごった感じの目の症状を改善する効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p>

			<p>http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_1703_09_0001.pdf</p>
<p>H29.3.8 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>株式会社布屋商店</p>	<p>株式会社布屋商店は、自ら運営する「超'寝具店ヌノヤ」と称する店舗のうち9店舗において寝具等148商品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり</p> <p>① 例えば、平成28年3月25日に、金沢畝田東店において、「コタツ中掛毛布（UEN291-24）（190×240サイズ）」と称する本件商品について、「ポップ」と称する店頭表示物に「11,999円」と記載するとともに、「割引札」と称する店頭表示物に「表示価格よりレジにて30%割引」と記載し、ポップと割引札を併せて掲示することにより</p> <p>② 例えば、平成28年3月24日に、金沢有松店において、「クールラッシュ接触冷感敷パッド（シングルサイズ）」と称する本件商品について、「バーコード」と称する商品本体に貼付するシールに「3,399円」と記載するとともに、割引札に「表示価格よりレジにて30%割引」と記載し、バーコードと割引札を併せて提示することにより</p> <p>あなたかも、ポップ又はバーコードに表示された価格は、当該店舗における通常の販売価格であり、当該価格から割り引いて販売するかのように表示していた。</p> <p>実際には、本件商品のポップ又はバーコードに表示された価格は、同社が任意に設定したものであって、当該店舗において販売された実績のないものであった。</p> <p>http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_1703_08_0001.pdf</p>
<p>H29.3.3 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>株式会社マハロ</p>	<p>株式会社マハロは、「ビガーブライトEX」と称する清涼飲料水（以下「本件商品」という）を一般消費者に販売するに当たり、平成27年7月20日から同年11月15日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「水素水でダイエット効果もある!」、「水素水ってダイエット効果があるんですか?」、「あります。水素はエネルギー生成の役割をするミトコンドリアの働きを活性化してくれます。」、「1年で25kg痩せたんですか!」、「すごいですね。ただし、水素水を飲み続けることが大切なことです。」等と記載するなど、あなたかも、本件商品を摂取するだけで、特段の運動や食事制限をすることなく、著しい痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、</p>

			<p>同社は表示に係る裏付けとする資料を提出しなかった。 http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_1703_03_0001.pdf</p>
<p>H29.3.3 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>株式会社メロ ディアンハーモ ニーファイン</p>	<p>株式会社メロディアンハーモニーファインは、「水素たっぶりのおいしい水」と称する清涼飲料水（以下「本件商品」という）を一般消費者に販売するに当たり、</p> <p>① 平成26年10月10日から平成28年3月13日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「水素が脂質代謝を促進！血糖値の急上昇も抑制」、「脂質代謝の遺伝子スイッチを調節して体質サポート！」等と記載することにより、あたかも、本件商品を摂取すれば、脂質代謝を促進し、血糖値の急上昇も抑制する効果を得られるかのように示す表示を、また、自社ウェブサイトにおいて、「炎症を抑える効果で肩こりや筋肉痛を軽減！」、「ニキビや吹き出もの、かぶれといった炎症による肌トラブルの解消に有効。」等と記載することにより、あたかも、炎症を抑制し、肩こりや筋肉痛を軽減、ニキビ、吹き出もの、かぶれを解消する効果を得られるかのように示す表示をそれぞれしていた。</p> <p>② 平成26年5月30日から平成27年11月6日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「内側がキレイだとカラダは燃える！！」、「浄化したカラダは、とにかく燃えやすい！！まさに浄化水素水ダイエット！！」、「うっそ！！ペタン！！」、「こんなに余計な肉があつたのね」、「『まさか、だって水素水を飲んだだけでよ♪』」、「水素水ダイエットに挑戦！！ 成功者が続々と生まれています！」、「-6.8kg」、「ウエスト-18.2cm」等と記載することにより、あたかも、本件商品を摂取するだけで、特段の運動や食事制限をすることなく、容易に著しい痩身効果を得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものではないものであった。</p> <p>http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_1703_03_0001.pdf</p>

<p>H29.3.3 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>千代田薬品工業株式会社</p>	<p>千代田薬品工業株式会社は、「ナチュラル水素」と称する食品（以下「本件商品」という）を一般消費者に販売するに当たり、平成25年6月13日から平成27年5月12日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「3ヶ月で5キロ！とっても軽くて嬉しくです。水素ダイエットを試してよかったです！」、「燃焼ダイエット」、「水素のココがすごい！ 普段の食事のまま出来る“水素ダイエット”がTVで話題に!!!」、「燃焼力が強い『水素の力』あなたも実感下さい。」、「テレビでも紹介された様に、最近人気の水素ダイエット。水素には余分なぶよぶよを退治する働きが!!!年齢を重ねていくうちに落ちていく基礎代謝をカバーする為にも水素でしっかりとサポートをしていきましょう。」、「20歳からガクーンと基礎代謝が下がる」、「基礎代謝が落ちると、より太りやすい体質になってしまいます。」、「これをサポートできるのは『水素』!!!」等と記載することにより、あたかも、本件商品を摂取するだけで、特段の運動や食事制限をすることなく、容易に著しい痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_1703_03_0001.pdf</p>
<p>H29.2.14 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>日本サプリメント株式会社</p>	<p>日本サプリメント株式会社は、「ペプチドエースつぶタイプ」（180粒入り）、同（90粒入り）、「ペプチド茶」、「ペプチドストレート」及び「ペプチドスーパーEX」と称する食品（以下これらを併せて「ペプチドシリーズ5商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、平成13年12月頃から平成28年9月18日までの間、容器包装、新聞折り込みチラシ、新聞、テレビ、ウェブサイト等の表示媒体において、例えば、「ペプチドエースつぶタイプ」（180粒入り）の容器包装においては、「かつお節オリゴペプチド配合」、「消費者庁許可保健機能食品（特定保健用食品）」、「●保健機能食品（特定保健用食品）」許可表示：本品はかつお節オリゴペプチドを配合した食品で、血圧が高めの方に適した食品です。」等と記載することにより、あたかも、ペプチドシリーズ5商品の各商品それぞれが特定保健用食品として消費者庁長官の許可の要件を満たしたものであるかのよう示す表示をしていた。</p> <p>実際には、各商品はそれぞれ、遅くとも平成23年8月以降、品質管理として、包装後の製品に</p>

<p>H29.2.14 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>日本サプリメント株式会社</p>	<p>おける関与成分についての試験検査が行われておらず、また、平成26年9月に、関与成分の特定ができないことが判明しており、健康増進法第26条第1項の規定に基づく特定保健用食品の許可の要件を満たしていないものであった。 http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_1702_14_0001.pdf</p>
<p>H29.2.2 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>株式会社 Xena</p>	<p>日本サプリメント株式会社は、「豆鼓エキスつぶタイプ」（180粒入り）、同（90粒入り）及び「食前茶」と称する食品（以下これらを併せて「豆鼓エキスシリーズ3商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、平成14年1月頃から平成28年9月18日までの間、容器包装、新聞折り込みチラシ、新聞、テレビ、ウェブサイト等の表示媒体において、例えば、「豆鼓エキスつぶタイプ」（180粒入り）の容器包装においては、「豆鼓（発酵大豆）エキス配合」、「消費者庁許可保健機能食品（特定保健用食品）」、「●保健機能食品（特定保健用食品）」許可表示：本品は、豆鼓エキスを含んでおり、糖の吸収をおだやかにするので、血糖値が気になり始めた方に適した食品です。」等と記載することにより、あたかも、豆鼓エキスシリーズ3商品の各商品それぞれが特定保健用食品として消費者庁長官の許可の要件を満たしたものであるかのように示す表示をしていた。 実際には、各商品はそれぞれ、遅くとも平成23年8月以降、品質管理として、包装後の製品における関与成分についての試験検査が行われておらず、また、平成26年10月に、関与成分の特定ができないことが判明しており、健康増進法第26条第1項の規定に基づく特定保健用食品の許可の要件を満たしていないものであった。 http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_1702_14_0001.pdf</p>

<p>H29.1.27 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>三菱自動車工業株式会社</p>	<p>たかも、本件商品を使用することによって、シミを解消又は軽減することができるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>② 例えば、平成27年2月20日頃に配布した情報誌に掲載した広告において、「期間限定！2015年3/22（日）まで」、「今だけ！半額！」と記載した上で、「初回半額1個990円（税別）」と記載することにより、あたかも、当該広告に記載した期限までに本件商品を始め購入した場合に限り、通常価格の半額で購入することができるかのように表示していた。</p> <p>実際には、平成27年2月20日頃から同年12月19日までの期間において、本件商品を初めて購入した場合に通常価格の半額で購入できるとしていた。</p> <p>http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/170202premiums_1.pdf</p>
			<p>三菱自動車工業株式会社は、特約販売契約を締結する自動車販売業者（以下「ディーラー」という。）を通じて「eKワゴン」と総称する軽自動車11商品、「eKカスタム」と総称する軽自動車7商品、「eKスペース」と総称する軽自動車10商品及び「eKスペースカスタム」と総称する軽自動車10商品を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成28年4月1日から同月20日までの間、ディーラーを通じて配布したカタログ及び自社ウェブサイトにおいて、例えば、「eKワゴン（LTMX、M、二輪駆動）」と称する軽自動車について、「燃料消費率（国土交通省審査値）JC08モード 30.4km/L」及び「平成32年度燃費基準+20%達成車」と記載することにより、あたかも、国が定める試験方法に基づく燃費性能は「30.4km/L」及び「平成32年度燃費基準+20%達成車」であるかのように示す表示をしていた。</p> <p>実際には、当該表示された燃費性能は、国が定める試験方法に基づくものとはいえないものであって、燃費性能として表示できる上限は、「26.1km/L」及び「平成32年度燃費基準達成車」であった。</p> <p>※対象商品の各表示内容等の詳細については、ホームページを御覧ください。</p> <p>http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/170127premiums_1.p</p>

			df
<p>H29.1.27 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>三菱自動車工業株式会社</p>	<p>三菱自動車工業株式会社は、特約販売契約を締結する自動車販売業者（以下「ディーラー」といふ。）を通じて「ミラージュ」と総称する小型自動車2商品、「RVR」と総称する普通自動車4商品、「パジェロ」と総称する普通自動車3商品、「デリカD：5」と総称する普通自動車16商品及び「アウトランダーPHEV」と総称する普通自動車4商品を一般消費者に販売するに当たり、例えば、「ミラージュ（XTHX、G、二輪駆動）」と称する小型自動車について、遅くとも平成28年4月1日から同年8月30日までの間、ディーラーを通じて配布したカタログ及び自社ウェブサイトにおいて、「JC08モード 燃料消費率（国土交通省審査値） 25.4 km/L」と記載することにより、あなたが、国が定める試験方法に基づく燃費性能は「25.4 km/L」であるかのように示す表示をしていた。</p> <p>実際には、当該表示された燃費性能は、国が定める試験方法に基づくものとはいえないものであった。燃費性能として表示できる上限は、「24.0 km/L」であった。</p> <p>※対象商品の各表示内容等の詳細については、ホームページを御覧ください。 http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/170127premiums_1.p</p>
<p>H29.1.27 【課徴金納付命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>三菱自動車工業株式会社</p>	<p>df</p> <p>三菱自動車工業株式会社は、特約販売契約を締結する自動車販売業者（以下「ディーラー」といふ。）を通じて「ミラージュ」と総称する小型自動車2商品、「RVR」と総称する普通自動車4商品、「パジェロ」と総称する普通自動車3商品、「デリカD：5」と総称する普通自動車13商品及び「アウトランダーPHEV」と総称する普通自動車4商品を一般消費者に販売するに当たり、例えば、「ミラージュ（XTHX、G、二輪駆動）」と称する小型自動車について、遅くとも平成28年4月1日から同年8月30日までの間、ディーラーを通じて配布したカタログ及び自社ウェブサイトにおいて、「JC08モード 燃料消費率（国土交通省審査値） 25.4 km/L」と記載することにより、あなたが、国が定める試験方法に基づく燃費性能は「25.4 km/L」であるかのように示す表示をしていた。</p> <p>実際には、当該表示された燃費性能は、国が定める試験方法に基づくものとはいえないものであった。燃費性能として表示できる上限は、「24.0 km/L」であった。</p>

			<p>同社は、平成29年8月28日までに、総額4億8507万円を支払わなければならない。 ※対象商品の各課徴金額等の詳細については、ホームページを御覧ください。 http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/170127premiums_1.pdf</p>
<p>H29. 1. 27 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>日産自動車株式会社</p>	<p>日産自動車株式会社は、特約販売契約を締結する自動車販売業者（以下「ディーラー」という。）を通じて「デイズ」と総称する軽自動車11商品及び「デイズルークス」と総称する軽自動車16商品を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成28年4月1日から同月20日までの間、ディーラーを通じて配布したカタログ及び自社ウェブサイトにおいて、例えば、「デイズ(LTSX、S、二輪駆動)」と称する軽自動車について、「JC08モード 燃料消費率(国土交通省審査値)30.4km/L」及び「平成32年度燃費基準+20%達成車」と記載することにより、あたかも、国が定める試験方法に基づく燃費性能は「30.4km/L」及び「平成32年度燃費基準+20%達成車」であるかのように示す表示をしていた。 実際には、当該表示された燃費性能は、国が定める試験方法に基づくものとはいえないものであつて、燃費性能として表示できる上限は、「26.1km/L」及び「平成32年度燃費基準達成車」であつた。 ※対象商品の各表示内容等の詳細については、ホームページを御覧ください。 http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/170127premiums_1.pdf</p>
<p>H28. 12. 21 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>イズミヤ株式会社</p>	<p>イズミヤ株式会社及び株式会社牛肉商但馬屋（以下「2事業者」という。）は、一般消費者に販売するとした神戸牛（以下「本件商品」という。）の取引について、大阪府八尾市等の地域内に配布した新聞折り込みチラシ等において、「土 13日限り」、「和牛専門店 但馬屋」、「■八尾店・広陵店は『兵庫産神戸牛・佐賀産和牛』」、「■神戸玉津店は『兵庫産神戸牛・神戸ワインビーフ』」、「今ついでに本件価格よりレジにて3割引」と記載することにより、あたかも、平成28年2月13日に本件商品を販売するかのように表示していた。 実際には、株式会社牛肉商但馬屋は、同日に販売するための本件商品の仕入れは行っておらず、2事業者は本件商品の全部について取引に応じることができないものであつた。</p>

			<p>http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/161221premiums_1.pdf</p>
<p>H28.12.21 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>株式会社牛肉商 但馬屋</p>	<p>株式会社牛肉商但馬屋及びイズミヤ株式会社（以下「2事業者」という。）は、一般消費者に販売とした神戸牛（以下「本件商品」という。）の取引について、大阪府八尾市等の地域内に配布した新聞折り込みチラシ等において、「土 13日限り」、「和牛専門店 但馬屋」、「■八尾店・広陵店は『兵庫産神戸牛・佐賀産和牛』」、「■神戸玉津店は『兵庫産神戸牛・神戸ワインビーフ』」、「今ついている本体価格よりレジにて3割引」と記載することにより、平成28年2月13日に本件商品を販売するかのように表示していた。</p> <p>実際には、株式会社牛肉商但馬屋は、同日に販売するための本件商品の仕入れは行っておらず、2事業者は本件商品の全部について取引に応じることができないものであった。</p> <p>http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/161221premiums_1.pdf</p>
<p>H28.9.1 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>株式会社オーク ローンマーケ ティング</p>	<p>株式会社オークローンマーケティングは、「セラフィット」と称するフライパン（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、例えば、平成26年5月23日から平成27年11月16日までの間、テレビジョン放送を通じて放送した「シヨップジャパン」と称するテレビショッピング番組において、「ダイヤモンドの次に硬いセラミックを使用」との映像及び「セラフィットはダイヤモンドの次に硬いセラミックを使用」との音声を送り、また、「傷がつかない コーティングが剥がれない」との映像及び「コインで擦っても傷が付かず、コーティングは剥がれません」との音声、「クギを炒めても傷がつかない！」との映像及び「たとえ大量の釘を炒めたら傷が付かない」との音声、「耐摩耗テスト50万回クリア！」との映像及び「セラフィットは50万回擦っても傷まないことが証明されました」との音声並びに本件商品で金属製品を調理する映像を送ることにより、また、平成28年2月13日に本件商品の表面処理加工に用いられている「セラミック」と称する物質はダイヤモンドの次に硬いものであり、本件商品を金属製品で50万回擦っても傷が付かないかのように示す表示をしていた。</p> <p>実際には、本件商品の表面処理加工に用いられている「セラミック」と称する物質はダイヤモン</p>

			<p>ドの次に硬いものとはいえず、本件商品を金属製品で擦った場合には50万回を大きく下回る回数で傷が付くものであった。 http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/160901premiums_1.pdf</p>
--	--	--	---

食品表示法の食品表示基準に係る指示及び命令件数

平成29年6月
消費者庁
国税庁
農林水産省

平成28年度における食品表示法の食品表示基準に係る指示及び命令件数は、以下のとおりです。

< 国(消費者庁、国税庁及び農林水産省)による指示及び命令件数 >

○ 指示件数

(単位:件数)

	指示 件数	指示の対象となった品目区分数					
		生鮮食品計					加工 食品
		農産物	米	畜産物	水産物		
28年度上半期	5	2	1	0	1	0	5
28年度下半期	7	2	0	0	0	2	6
28年度計	12	4	1	0	1	2	11

注:一つの指示の中で複数の品目区分の食品が対象となったケースがあり、品目区分数の合計は指示件数と一致しない。

○ 命令件数

(単位:件数)

	命令 件数	命令の対象となった品目区分数					
		生鮮食品計					加工食品
		農産物	米	畜産物	水産物		
28年度上半期	0	0	0	0	0	0	0
28年度下半期	0	0	0	0	0	0	0
28年度計	0	0	0	0	0	0	0

< 都道府県等による指示及び命令件数 >

○ 指示件数

(単位:件数)

	指示 件数	指示の対象となった品目区分数					
		生鮮食品計					加工食品
		農産物	米	畜産物	水産物		
28年度上半期	7	1	1	0	0	0	6
28年度下半期	7	3	0	0	2	1	4
28年度計	14	4	1	0	2	1	10

注:一つの指示の中で複数の品目区分の食品が対象となったケースがあり、品目区分数の合計は指示件数と一致しない。

○ 命令件数

(単位:件数)

	命令 件数	命令の対象となった品目区分数					
		生鮮食品計					加工食品
		農産物	米	畜産物	水産物		
28年度上半期	0	0	0	0	0	0	0
28年度下半期	1	0	0	0	0	0	1
28年度計	1	0	0	0	0	0	1

※指示及び命令の具体的な内容は、既に各機関のホームページ等で公表されています。

食品表示法の食品表示基準に係る指導の件数等

平成 29 年 6 月
消費者庁
国 税 庁
農 林 水 産 省

食品表示法の食品表示基準に係る国(消費者庁、国税庁及び農林水産省)による平成28年度下半期(平成28年10月～平成29年3月)の指導の件数等は、以下のとおりです。

(単位:件数)

指導	上半期 (4月～9月)	下半期 (10月～3月)	合計	(参考)	
				指示	命令
28年度	135	142	277	12	0

指導：「食品表示法に基づく指示及び指導並びに公表の指針」に照らし、食品表示基準違反が常習性がなく過失による一時的なものであり、違反事業者が直ちに表示の是正を行い、事実と異なる表示があった旨を速やかに情報提供している場合に行う行政指導
 指示：「食品表示法に基づく指示及び指導並びに公表の指針」に照らし、指導に該当しない場合に行う行政指導(食品表示法第6条第1項及び第3項)
 命令：食品表示法第6条第1項又は第3項の指示に係る措置を、正当な理由なく履行しない事業者に対する行政処分(食品表示法第6条第5項)、「食品表示法に基づく命令等の指針」に照らし、食品の回収等又は営業停止を命ずる行政処分(食品表示法第6条第8項)
 注：食品表示法は、食品衛生法、健康増進法、JAS法に規定されていた食品表示に関する規定を統合したもので、平成27年4月に施行。

<指導の品目区分別の状況>

(単位:件数)

	指導 件数	品目区分数									
		生鮮食品計					加工食品計				
		農産物	米	畜産物	水産物		農産 加工品	畜産 加工品	水産 加工品	その他の 加工食品	
28年度上半期	135	65	26	7	17	15	77	22	4	35	16
28年度下半期	142	67	20	5	16	26	86	24	12	23	27

注：一つの指導の中で複数の品目区分の食品が対象となったケースがあり、品目区分数の合計は指導件数と一致しない。

<指導の主な違反区分別の状況>

(単位:件数)

	指導 件数	計	主な違反区分			
			名称の 誤表示・欠落	原材料名の 誤表示・欠落	原産地の 誤表示・欠落	その他
28年度上半期	135	142	10	41	73	18
28年度下半期	142	153	17	50	73	13

注：一つの指導の中で複数の品目区分の食品が対象となったケースでは、品目区分ごとに主な違反区分を整理しており、その合計は指導件数と一致しない。

注：原産地の誤表示・欠落には、加工食品の原料原産地及び原産国の誤表示・欠落を含む。

注：その他は、加工食品の内容量の誤表示・欠落、原料玄米の誤表示・欠落、水産物の養殖表示の誤表示・欠落等である。

<指導の対象となった事業者による情報提供の方法>

(単位:件数)

	指導 件数	計	情報提供の方法			
			社告	ウェブサイト	店頭告知	手紙等
28年度上半期	135	142	1	23	93	25
28年度下半期	142	153	0	22	110	21

注：一つの指導の中で複数の品目区分の食品が対象となったケースでは、品目区分ごとに情報提供の方法を整理しており、その合計は指導件数と一致しない。

平成29年6月
消費者庁

食品等の表示に係る一斉取締りの指導件数等

地方公共団体(都道府県、保健所設置市及び特別区の保健部局)による、食品等の表示に係る平成28年度一斉取締りの指導件数等は以下のとおりです。

食品表示法の措置概要 (単位:件数)

	命令		指示		命令及び指示以外の措置	
	夏期	年末	夏期	年末	夏期	年末
平成28年度	0	0	0	0	2,291	2,392

一斉取締り: 「食品の衛生に関する監視指導の実施に関する指針」に基づき、各地方公共団体が集中的に実施する食品表示等に関する取締り(夏期:7月を中心として各地方公共団体が定める期間、年末:12月を中心として各地方公共団体が定める期間)
 食品衛生法: 食品衛生法、健康増進法、JAS法に規定されている食品表示に関する規定を統合し、平成27年4月から施行
 食品表示法第6条第1項の指示を、正当な理由なく履行しない事業者に対する行政処分(食品表示法第6条第5項)、「食品表示法」に基づく(命令等の指針)に照らし、食品の回収又は営業停止等を行う行政処分(食品表示法第6条第8項)
 指示: 「食品表示法」に基づく指示及び指導並びに公表の指針に照らし、指導に該当しない場合に行う行政指導(食品表示法第6条第1項)

1 許可を要する営業施設及び許可を要しない営業施設への監視指導施設数、違反件数等

表示違反に対する措置

	監視指導延べ施設数	食品表示法										法令所管機関へ回付等					
		衛生事項			健康増進法第31条第1項			食品衛生法第20条			食品衛生法			告発			
		衛生事項	品質事項	食品衛生法第20条	健康増進法第31条第1項	その他	命令	指示	命令及び指示以外の措置	命令	命令		命令以外の措置				
許可を要する営業施設	254,661	1,122	851	5	174	22	9	61	0	0	0	1,010	0	0	18	0	88
許可を要しない営業施設	131,380	1,409	676	47	484	2	127	73	0	0	0	1,167	0	0	2	0	274
計	386,041	2,531	1,527	52	658	24	136	134	0	0	0	2,177	0	0	20	0	362
許可を要する営業施設	164,429	970	674	23	196	18	16	43	0	0	0	849	0	0	18	0	76
許可を要しない営業施設	90,051	1,767	949	148	477	25	108	60	0	0	0	1,496	0	0	25	0	306
計	254,480	2,737	1,623	171	673	43	124	103	0	0	0	2,345	0	0	43	0	382

食品衛生法第20条: 公衆衛生に危害を及ぼすおそれがある食品・添加物等の、虚偽・誇大な表示・広告を禁止
 健康増進法第31条第1項: 健康の保持増進の効果等について、誇大な表示・広告を禁止
 食品衛生法第54条: 食品等の標章又は食品衛生上の危害を除去を行う行政処分
 食品衛生法第55条: 許可の取消、営業停止等を行う行政処分
 許可を要する営業施設: 飲食店営業、菓子製造業、魚介類販売業、喫茶店営業(自動販売機)、食肉販売業 など
 許可を要しない営業施設: 給食施設(学校、病院など)、野菜果物販売業、そうざい販売業、添加物の販売業 など

2 収去した食品等の検体数、違反件数等

違反検体数

	収去検体数	食品表示法										表示違反に対する措置				法令所管機関へ回付等												
		衛生事項					保健事項					健康増進法第24条第1項	食品衛生法第20条	食品衛生法			命令	命令以外の措置	告発									
		アレルギー	期限表示	保存方法	製造者加工者	添加物	栄養成分表示	機能性表示	その他	品質事項	品質事項			命令	指示					命令及び指示以外の措置								
平成28年度	16,800	123	13	6	6	21	37	16	4	0	2	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
夏期	2,285	15	0	0	4	5	4	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	19,085	138	13	6	10	26	41	16	5	0	2	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成28年度	10,608	47	2	2	1	12	25	0	2	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
年末	1,248	6	0	0	0	0	2	1	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	11,856	53	2	2	1	12	27	1	4	0	1	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2

収去: 食品衛生監視員が食品を分析に供するために、法令に基づき無償で持ち去る行為